

# 第 11 回 自動車検査証の電子化に関する検討会 議事概要

1. 日時：令和 2 年 4 月 27 日（月）書面開催
2. 委員：別紙委員名簿のとおり
3. 議事：「報告書（案）」について

（委員からの主な意見）

- 本検討における目的として、ICT の進展、デジタルガバメント実行計画、DX に対応することが記載されているが、これに対応するには、紙を電子に置き換えるという単なる手段の観点ではなく、政策的な観点から、その次に何を引き起こすのかが重要である。例えば、電子商取引や電子処方箋等、証跡となる必須のドキュメントを電子化し、これを原本にすることが極めて重要である。

本来、紙の文化では完全な複製ができないため、原本に対して抄本等の概念があり、現状のシステムでは、MOTAS のデータを原本とすると、車検証はその内容の真正性を保障した写しとなる。

IC カードの場合、チップ内に署名された電子データは、紙の車検証と同じようにその内容の真正性を保障した写しと考えられるが、券面の情報を紙の車検証と同じように保証することは、セキュリティの観点やコストの観点から、現実的には無理ではないかと考える。

言い換えれば、電子データを確認しない方法で車検証のデータを確認することは、禁止すべきと考える。電子データの読み出しは今や多くのスマホでできるようになっていることを考えても、電子データの読み出しと署名の確認はそれほど難しいことではなく、むしろユニークな番号を用いた盗難車等の発見にも役立つと期待される。

従って、車検証に関する業務を行うときは、チップ内の電子データを用いて、車検証の正当性を電子署名で確認や、ユニークな番号による要注意車両非該当の確認（警察と連携）を義務付けるべきと考える。ただし、単なる参照等の場合に券面情報を使うことは問題ないと思う。求められるレベルの差を明確にすることが不可欠である。

- IC カード内の署名付き電子情報は抄本とみなせるが、IC カードの券面は参考情報ではない。言い換えると、車検証の内容と有効性を確認する業務は、カード内の署名付きデータを確認する必要がある。

このことを前提とすると、新規発行においても、更新時と同じように、陸運局に指定整備工場の方が出むく必要はなくなる。技術的には、カードの活性化（それまでは署名付き電子車検証データを確認できない）を MOTAS と接続して行えるようにする手法が考えられる。

こうすれば、プリンターが必要なくなるばかりか、工場で一括生産でき、安全性、コストの面でも極めて有利になると予測される。さらに、最終検査を行うために、各陸運局からロックされたカードを市指定整備工場に郵送あるいは手渡しすることが可能となる。

- P21 の個人情報に関する部分の記載ぶりについて、個人情報を取り扱う主体として、「独立行政法人等」が削除されている一方で、取扱いに関する法令として「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等」が示されており、削除された部分について法令名のみが残っている。独立行政法人等を削除するのであれば、行政機関に独立行政法人も含む表記として「行政機関等」とし、独立行政法人個人情報保護法ではなく、「行政機関等個人情報保護法」を明記すべきである。
  
- P29 の IC カードのセキュリティ対策について、アプリケーションで作成される電子データについても偽造防止のための対策を講じる旨、言及していただきたい。  
また、P32 の今後の進め方について、以下の理由から、表現を修正していただきたい。
  - ・ 車検証 IC カードの空き容量の利活用の一環として自賠責情報を格納したとしても、現行法で義務付けられている、保険会社による自賠責証明書（紙）の発券および自動車ユーザーの自賠責証明書（紙）備付義務は緩和されず、国民の利便性向上に寄与しないことは明らかである（むしろ紙と IC カードの二重管理となり、自動車ユーザーの負担が増すことも懸念される）。したがって、本課題については、真に国民の利便性向上に寄与するにはどのような形で自賠責保険情報を電子化等することがベストであるか法令改正も含め関係省庁が主体的に検討すべき領域である。
  - ・ 自賠責情報の電子化等の将来的な実現に向けては、交通事故被害者への救済（保険金の支払い）に与える影響が考えられるほか、自賠責保険の運営者に生じるコスト等が自賠責保険料に与える影響など、自賠法の趣旨に則り、慎重な検討が必要である。
  
- 当協会は電子検査証を発行する立場であり、IC カードの仕様によっては財務面への影響が大きいことから、可能な限り低コストに繋がる仕様でお願いしたい。また、自動車検査証の電子化にあたっては、OSS の利用促進及び手続きのための出頭の不要化等、申請者の負担軽減等の効果は大きいものと認識しており、当協会も自動車検査証の電子化に向けた準備を着実に進めていく所存。しかしながら、軽自動車については、軽自動車税の電子連携が実現されていないため、現状では手続きのための出頭の不要化は実現できないことから、実現に向け、引き続き関係者の皆様方のご協力をお願いしたい。

以上

## 委員名簿

(敬称略、50音順 ◎：座長 ○：座長代理)

- ◎石田 東生 筑波大学 名誉教授
- 大山 永昭 東京工業大学科学技術創成研究院 特命教授
- 川端 由美 自動車ジャーナリスト
- 坂 明 (一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事
- 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授
- 関 哲朗 文教大学情報学部 教授
- (関係団体)
- 兒玉 史郎 (一社)日本損害保険協会自賠責保険固有業務PTリーダー
- 大塚 謙二 日本行政書士会連合会 副会長
- 小笠原 徹 地方税共同機構システム部 部長
- 岡安 雅幸 (一社)全国自動車標板協議会 専務理事
- 猪股 博之 (独)自動車技術総合機構 審議役
- 木場 宣行 (一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事
- 島崎 有平 (一社)日本自動車販売協会連合会 参与
- 徳永 泉 (一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事
- 堀内 俊樹 (一財)自動車検査登録情報協会 顧問
- 岩田 剛和 軽自動車検査協会 理事
- 武藤 孝弘 (一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事
- 和辻 健二 (一社)日本自動車工業会 常務理事
- (行政機関)
- 奥田 直彦 内閣官房IT総合戦略室 参事官
- 橋本 亮二 国土交通省総合政策局情報政策課 課長
- 小山 慧 警察庁交通局交通企画課 課長補佐
- 竹原 裕二 交通規制課 課長補佐
- 東 高士 総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長
- (国土交通省)
- 一見 勝之 自動車局長
- 江坂 行弘 自動車局次長
- 福田 守雄 大臣官房審議官(自動車局)
- 小林 豊 自動車局総務課長
- 中山 泰宏 自動車局保障制度参事官室長
- 山崎 孝章 自動車局安全・環境基準課長
- 野津 真生 自動車局技術・環境政策課長
- 久保田秀暢 自動車局審査・リコール課長
- 平井 隆志 自動車局整備課長
- 田中 賢二 自動車局自動車情報課長
- 森原紀代子 自動車局自動車情報課課長補佐